

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業

(食品規格等調査) 調査報告書

ベトナム社会主義共和国

栄養成分及び栄養強調表示

1. 栄養表示.....	1
2. 栄養強調表示.....	1
3. 無添加（含まない旨）表示.....	2
4. 微量栄養素と栄養強化食品.....	3

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。

アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

1. 栄養表示

(1) 包装食品、食品添加物、及び加工助剤の表示ガイドライン No.34/2014/TTLT-BYT-BNNPTNT-BCT (Guidelines on labelling of packed foods, food additives, and processing aids) 第 3 条 第 5 項で、食品表示に Codex ガイドラインに従った栄養情報の記載を推奨している(任意表示)。

コーデックス「栄養表示に関するガイドライン CXG 2-1985」

3.2.1. 栄養成分表示を行なう場合、以下の項目の表示を義務とするべきである。

- 熱量
- たんぱく質、糖質(available carbohydrate: 即ち、炭水化物から食物繊維を除いたもの)、脂質、飽和脂質、ナトリウム及び総糖類の量
- 栄養又は健康強調表示を行なう栄養素の量
- 各国の法令又は食事指針による求めに応じ、良好な栄養状態を維持するのに役立つと考えられる栄養素の量

(2) 製品表示に関する政令 No.43/2017/ND-CP (Decree on Goods Labelling) 第 17 条 第 5 項において、栄養価の表示(Nutritional value for foodstuff)をする食料品について、商品の責任者は、関連法規や適用基準に従って、栄養価の予測値を表示しなければならない。特定の数値が必要な場合は、栄養価の平均値を表示すること。

(3) 栄養参照量(NRV 或いは NRI)

機能性食品の管理規則 No.43/2014/TT-BYT (Regulating the Management of Functional foods) :
別添 1 及び 2 ベトナム人のための Recommended Nutrition Intakes (RNI)及び最大摂取量を規定している。

2. 栄養強調表示

包装食品、食品添加物、及び加工助剤の表示ガイドライン No.34/2014/TTLT-BYT-BNNPTNT-BCT (Guidelines on labelling of packed foods, food additives, and processing aids) 第 11 条 第 2 項「栄養強調表示」に関する条件で、別添 2 に準拠するとしている。又、ベトナムにおいて、当該栄養強調表示の最新情報がない場合、コーデックス委員会によるガイドラインを適用することが出来る。

栄養素含有量強調表示の条件に関する表(コーデックスとほぼ同等)

成分	強調表示	条件 (未満)
熱量	低	100g(固体) 当り 40kcal(170kJ) 又は 100ml (液体) 当り 20kcal(80kJ)
	無	100 ml (液体) 当り 4kcal
脂質	低	100g(固体) 当り 3g 100ml (液体) 当り 1.5g
	無	100g(固体) 又は 100g(液体) 当り 0.5g

飽和脂肪 ²	低	100g(固体) 当り 1.5g 100ml(液体) 当り 0.75g 及び熱量の 10%
	無	100g(固体) 当り 0.1g 100ml(液体) 当り 0.1g
コレステロール ²	低	100g(固体) 当り 0.02g 100ml(液体) 当り 0.01g
	無	100g(固体) 当り 0.005g 100ml(液体) 当り 0.005g 及び両方の強調表示に関して飽和脂肪は 100g(固体) 1.5g 未満 100ml(液体) 当り 0.75g 未満 及び飽和脂肪の熱量の 10%
糖類	無	100g(固体) 当り 0.5g 100ml(液体) 当り 0.5g
ナトリウム	低	100g 当り 0.12g
	超低	100g 当り 0.04g
	無	100g 当り 0.005g
成分	強調表示	条件 (以上)
たんぱく質	源	100g(固体) 当り NRV の 10% 100ml(液体) 当り NRV の 5% 又は 100kcal 当り NRV の 5% (1MJ 当り NRV の 12%) 又は 1 食分当り NRV の 10%
	高	「源」の値の 2 倍
ビタミン及びミネラル	源	100g(固体) 当り NRV の 15% 100ml(液体) 当り NRV の 7.5% 又は 100kcal 当り NRV の 5% (1MJ 当り NRV の 12%) 又は 1 食分当り NRV の 15%
ビタミン及びミネラル 食物繊維	高	「源」の値の 2 倍
	源	100g ³ 当り 3g 又は 100kcal 当り 1.5g 又は 1 食分当り 1 日の摂取目安量 ⁴ の 10%
食物繊維	高	100g ³ 当り 6g 又は 100kcal あたり 3g 又は 1 食分当り 1 日の摂取目安量 ⁴ の 20%

3. 無添加（含まない旨）表示

包装食品、食品添加物、及び加工助剤の表示ガイドライン No.34/2014/TTLT-BYT-BNNPTNT-BCT (Guidelines on labelling of packed foods, food additives, and processing aids) 第 11 条 第 2 項「栄養強調表示」に関する条件において、別添 2 に準拠するとしている。

コーデックス「栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン CXG 23-1997」

7.1 糖類無添加

食品への糖類無添加に関する強調表示は、以下の条件が満たされた場合に行うことができる。

- (a) その食品に、いかなる種類の糖類も食品に添加されていない。(例: ショ糖、ブドウ糖、ハチミツ、糖蜜、コーンシロップなど)
- (b) その食品が、糖類を含む原材料(例: ジャム、ゼリー、加糖チョコレート、加糖果物など)を含んでいない。
- (c) その食品が、糖類添加の代替となるような、糖類を含む原材料(例: 非還元濃縮果汁、乾燥果実ペーストなど)を含んでいない。
- (d) その食品自体の糖類の含有量が、他の何らかの方法(例: でんぷんを加水分解して糖類の生成させる酵素の使用)によっても、原材料に起因する総量を上回る増加をしない。

7.2 ナトリウム塩無添加

「食塩無添加」を含む、食品に対するナトリウム塩無添加についての強調表示は以下の条件が満たされた場合⁵に行なうことができる。

- (a) その食品が添加されたナトリウム塩を含まないこと。当該ナトリウム塩には塩化ナトリウム、トリポリリン酸ナトリウムを含むがこの限りではない。
- (b) その食品が添加されたナトリウム塩を含んだ原材料を含まないこと。当該原材料にはウスターソース、ピクルス、ペパローニ、醤油、塩漬魚、魚醤を含むがこの限りではない。
- (c) その食品が添加食塩の代用となるにナトリウム塩を含む原材料を含まないこと。当該原材料には海藻を含むがこの限りではない。

4. 微量栄養素と栄養強化食品

ベトナム厚生省(MOH)は、2015年11月30日付で通達44/2015/TT-BYTを公布し、食品の補足と強化のために許可された微量栄養素のリストを公表した。ただし、この通達は、子供向けの栄養配合(nutritional formula)製品には適用されない。

ベトナム政府は、2016年1月28日付で政令9/2016/ND-CPを公布し、塩、小麦粉、及び植物油の強化の義務化を規制している。従って、次の食品は、関連する微量栄養素で強化する必要がある(第6条 第1a,b,c)項):

- 食用塩及び食品加工に使用する塩は、ヨウ素で強化する必要がある;
- 食品加工に使用される小麦粉は、鉄と亜鉛で強化する必要がある;
- 食品加工に使用される植物油を除き、大豆油、パーム油、菜種油、ピーナッツ油のいずれかの成分を含む植物油は、ビタミンAで強化する必要がある。